

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に係るものを行う市等の長について、保健所を設置する市又は特別区の長から、地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市等の長に改めること。
(第八条関係)

- 二 この政令の施行期日及びこの政令の施行に伴う所要の規定を定めること。
(附則関係)